社会福祉法人育心会 行動計画

女性活躍推進法に基づき、次のように行動計画を策定いたします。

１．計画期間　　令和　４年　４月　１日～　令和　９年　３月　31 日

２．目　　標

全職員の有給休暇取得率を 60%以上とする。

３．取組内容

■　2022 年 4 月～

部門ごとの有給休暇取得率を事業推進会議で毎月共有する。

管理職が率先して有給休暇を取得できるよう、事業推進会議にて管理職業務の改善の実態調査を行い、改善案を検討する。

■　2022 年 6 月～

改善する管理職業務を決定し、実際に改善への取組を開始する。

■　2023 年 3 月～

有給休暇の取得率が低い管理職とその部下全員に、人事担当者が面談を実施する。